

平成29年度中国地方整備局コンプライアンス報告書

平成30年8月28日

中国地方整備局は、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度、「中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、取組みを実施しているところである。

本報告書は、平成29年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき実施した取組みとそれに対する評価について取りまとめたものである。

■平成29年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

注)青線囲み部分は「コンプライアンス推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

はじめに

中国地方整備局では、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、毎年度策定する「コンプライアンス推進計画」に基づき、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行ってきたところである。

これまでの取組みによって、職員のコンプライアンスに対する意識は着実に向上し、職員が遵守すべきルールとして定着してきたところであるが、国土交通省では一部とはいえ、未だに発注事務に関し国民の信頼を相当程度損なう事案が見られることは事実であり、現状に満足することなく、職員のコンプライアンス意識をより高いレベルで維持していけるよう、継続して取り組んでいく必要がある。

組織に対する国民の信頼は一朝一夕で得られるものではなく、日頃からの積み重ねが大切であり、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち行動することが重要である。

これを踏まえ、「平成29年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、本計画に基づいた取組みを推進していくものとする。

1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

■ 取組み

平成29年度においては、コンプライアンス出前講座、研修、講習会等を通じて職員が繰り返しコンプライアンスに関する講座等を受講できる機会を設けた。

また、局長、副局長、部長及び各事務所長等は、職員訓示や職員研修における講話などの機会を活用して、コンプライアンスに関する考え方を伝えた。

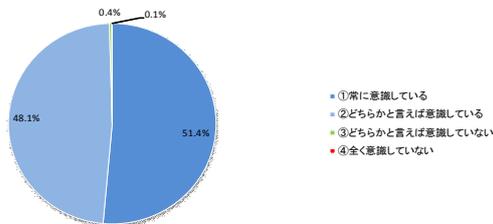
さらに、コンプライアンス意識及び行動の変化、各取組の効果等を把握するため、全職員を対象にアンケート調査を実施した。

各事務所等における意識醸成にかかる主な取組みは、以下のとおりである。

- ・コンプライアンス推進のため、事務所独自に推進プランを作成し、取り組んだ。
- ・風通しの良い職場環境を築くため、報連相運動を推進した。

(アンケート調査結果抜粋)

Q2 あなたは、常にコンプライアンスを意識して行動していますか。

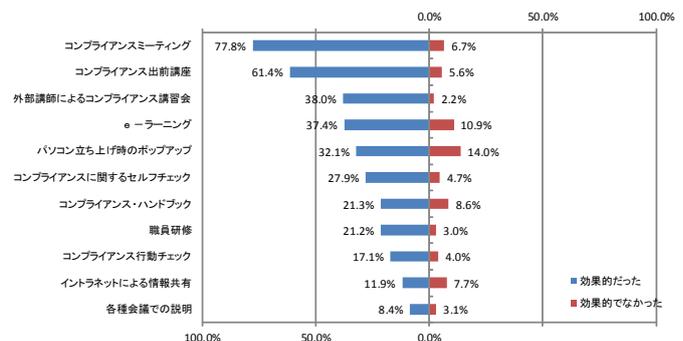


「常に意識している」あるいは「どちらかと言えば意識している」と回答した者の率 <99.5%>

<階層別内訳>	全体	管理職員	一般職員
①常に意識している	51.4%	61.7%	47.8%
②どちらかと言えば意識している	48.1%	38.1%	51.7%
③どちらかと言えば意識していない	0.4%	0.2%	0.4%
④全く意識していない	0.1%	0.0%	0.1%

Q8 コンプライアンス意識を醸成させる取組みとして、効果的だったと思うものを全て選択してください。

Q9 コンプライアンス意識を醸成させる取組みとして、あまり効果的でなかったと思うものを選択し、その理由を回答してください。



■ 評価

職員のコンプライアンス意識をより高いレベルで維持していくためには、職員が繰り返しコンプライアンスについて考えることが重要であり、また、組織のトップが、自らの言葉でコンプライアンスの意義、重要性について、職員に伝えることで、職員一人ひとりがコンプライアンスについて真剣に考え、取り組むための誘因となっているため、今後も引き続き実施していく。

(1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員及び事務所のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

■取組み

本局職員を講師とし、本局、各事務所等において、9月から12月までの間、コンプライアンス出前講座を32箇所を実施した。また、職員の受講状況を把握し、受講できなかった者に対し、各事務所等のコンプライアンス指導者である副所長等が、出前講座と同程度の講座を開催し受講させることにより全職員が受講した。(受講率100%)。

講座では、過去に生じた不祥事事案の背景・要因を説明し、入札談合等の入札に関する違法行為に関与した職員に対しては、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等違法行為の事案に巻き込まれる可能性があり得ることについて取り上げるとともに、利害関係者との禁止行為に関するDVDを視聴させ職員が理解しやすい内容となるよう工夫した。

■実施箇所

- H29.9.26 土師ダム管理所
- H29.9.26 温井ダム管理所
- H29.10.2 浜田河川国道事務所
- H29.10.3 境港湾・空港整備事務所浜田港出張所
- H29.10.12鳥取河川国道事務所
- H29.10.17日野川河川事務所
- H29.10.18松江国道事務所・出雲河川事務所
- H29.10.23、24、26 本局
- H29.10.31八田原ダム・三次河川国道事務所
- H29.11.2 中国技術事務所
- H29.11.10広島国道事務所
- H29.11.15岡山国道事務所・岡山営繕事務所・宇野港湾事務所・水島港湾事務所
- H29.11.16本局(港湾)
- H29.11.17広島港湾空港技術調査事務所
- H29.11.22弥栄ダム管理所、福山港・尾道糸崎港出張所、広島港湾空港整備事務所
- H29.11.29宇部港湾・空港整備事務所
- H29.11.30山口河川国道事務所
- H29.12.6 岩国港湾出張所、徳山下松港出張所、苫田ダム管理所
- H29.12.7 倉吉河川国道事務所
- H29.12.12本局(港湾)、岡山河川事務所、福山河川国道事務所
- H29.12.14境港・空港整備事務所、太田川河川事務所

【実施状況】
本局・全25事務所
延べ32箇所を実施



■ 評価

コンプライアンス出前講座は、コンプライアンス推進室の担当職員が事務所等に出向き、職員に直接、発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明し、日頃職員が抱えている疑問に応える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

各事務所等と調整し、年度の早い時期に開催することで、さらなる効果が期待できる。

(2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

① 全職員を対象とするコンプライアンス講習会

コンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

■取組み

各地区8箇所において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催し、454名が受講した。講習会開催にあたっては近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を行った。

また、上記とは別に本局職員を講師とし、会計事務の観点から見た不祥事防止のため講習会を各事務所において開催した。

■コンプライアンス講習会開催状況

地区	講師	演 題	開催時期	受講者数
広島	国交大	コンプライアンスについて	H29. 5.15	160名
岡山	国交大	コンプライアンスについて	H29. 5.16	91名
三次	公取委	入札談合防止に向けて	H29. 9. 6	35名
松江	報道	コンプライアンスとは	H29.11.29	32名
鳥取(西部)	報道	コンプライアンスとは	H30. 1.23	21名
鳥取(中部)	弁護士	入札談合等不正事案における職員の法的責任	H30. 1.31	45名
鳥取(東部)	弁護士	「中部地方整備局発注工事に係る不正事案に関する報告書」から学ぶ。	H30. 2.19	30名
山口	公取委	入札談合防止に向けて	H30. 2.20	40名



■ 評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務職場で気づきにくい問題の把握や、コンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

様々な分野、切り口での講習会が開催できるよう講師を選定していくとともに、講習会を受講できなかった職員が、後日、講習内容を確認できるよう資料共有していくことで、さらなる効果が期待できる。

②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員(事務所長、副所長を含む)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

■ 取組み

国土交通大学校の教授を招き、幹部職員(本局課長級、事務所副所長以上)を対象とした講習会を実施し、150名(対象者205名、受講率73.2%)が受講した。

平成29年9月28日 コンプライアンス講習会
演題 不祥事における危機管理



■ 評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、幹部職員のコンプライアンス意識を高める機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

様々な分野、切り口での講習会が開催できるよう講師を選定していくとともに、講習会を受講できなかった職員が、後日、講習内容を確認できるよう資料共有していくことで、さらなる効果が期待できる。

(3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

■ 取組み

中国地方整備局で実施した29の人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ407名の職員が受講した。

■ 研修設定状況

H29.04.05	新規採用職員研修／61名(事29、技32)
H29.04.14	契約事務管理官等セミナー／11名(事11)
H29.04.19	道路行政セミナー／12名(事12)
H29.04.19	用地上級セミナー／5名(事5)
H29.04.26	河川行政セミナー／13名(事12、技1)
H29.05.09	用地事務セミナー／10名(事10)
H29.05.10	新任監督員研修／9名(技9)
H29.5.22～26	管理職(副所長)研修／17名(事7・技10)
H29.05.30	水利権セミナー／14名(事13、技1)
H29.06.08	会計・契約セミナー I／8名(事8)
H29.6.19～21	コンプライアンス(課長等)セミナー／32名(事15・技17)
H29.06.21	ネットワーク管理者研修／8名(事4、技4)
H29.06.28	工事品質確保実務者研修／5名(技5)
H29.07.14	新任専門官研修／32名(事15・技17)
H29.07.25	行政実務研修／18名(事18)
H29.08.01	港湾現場技術研修／9名(技9)
H29.08.03	収用事務研修／7名(事7)
H29.08.04	基礎技術 I 研修／28名(技28)
H29.08.31	港湾管理研修／6名(事6)
H29.09.04	会計契約研修／12名(事12)
H29.09.11	法制実務研修／11名(事11)
H29.09.14	総合技術初級研修／18名(技18)
H29.10.19	会計事務担当者研修／8名(事8)
H29.11.08	補償事務担当者セミナー／10名(事10)
H29.11.10	新任係長研修／13名(事6技7)
H29.12.05	河川管理(事務)研修／6名(事6)
H29.12.14	用地事務研修／10名(事10)
H29.12.08	設計技術研修／8名(技8)
H29.12.13	港湾計画初任者研修／6名(技6)

【受講状況】
全29コース
延べ407名が受講

■ 評価

中国地方整備局で実施する職員研修等のカリキュラムに可能な限りコンプライアンスに関する講義を設け、職員に受講させることにより、受講者は新たな知識を習得するとともに、受講者の階層や職務等に応じた具体的な留意点や課題等について考え、意識する機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通テーマまたは本局もしくは各事務所等において選定したテーマにより、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

■取組み

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを年4回実施した。実施にあたっては多くの職員が参加できるよう、実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施する等工夫し、第1回99.3%、第2回99.0%、第3回99.5%、第4回99.5%の職員が参加した。参加できなかった職員に対しては、個別にフォローアップを実施した。

ミーティングテーマは、コンプライアンス推進室から提供される題材や身近な事例あるいは旬な事例を活用し、職員が自分自身の問題として考えられるよう、各事務所等において設定した。

ミーティングの運営にあたっては、職員一人ひとりが考え、活発な意見交換が行えるよう、進行要領や関係資料の作成を工夫した。

ミーティング内容に関する質問に対しては、本局で回答を作成し、フォローアップを行うとともに、全職員が閲覧できるようイントラネットに掲載した。

各事務所等における取組みは以下のとおり

- ・各所属でのミーティングの効果を高めるため、まず幹部会議で実際にミーティングを行い留意点や参考事項等を整理した上で実施した。
- ・事務所長や副所長が、各所属のミーティングに参加して助言を行った。
- ・定例会に併せ、毎月ミーティングを実施した。

■評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用し、職員同士が自発的に意見交換することによって、自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

コンプライアンス・ミーティング実施にあたっては、司会者の運営によって参加者の理解に差が出ないよう、テーマの趣旨や進行方法等について、事前に司会者役の職員に十分理解させた上でミーティングを行わせるとともに、ミーティングの実施単位や参加者の組み合わせを工夫することで、さらなる効果が期待できる。

(5) eラーニング

職員による自主学習を支援するため、eラーニングを通じて、コンプライアンスに関する学習教材を提供する。また、全職員を対象にコンプライアンス理解度テストを実施する。

■ 取組み

eラーニングを通じて発注者綱紀保持規程の条文解説、コンプライアンス理解度テスト、発注者綱紀保持に関するDVD視聴ができるよう学習教材を提供した。また、職員毎の履修状況を把握し、未履修者に対し、適宜学習を促した。

■ メニュー状況

The screenshot shows a web browser window displaying the e-learning system's course menu. The browser is Internet Navigware. The page has a blue header with 'Welcome' and navigation tabs for '受講' (Enrollment), '受講申請' (Enrollment Application), and 'ナレッジ' (Knowledge). A left sidebar contains a tree view of categories like 'コンプライアンス(発注者綱紀保持)' and 'コンプライアンス(公務員倫理)'. The main content area is titled 'コース一覧' (Course List) and contains a search box and a table of courses.

コース名	コース案内	所属/クラス名	状態	終了申請
①発注者綱紀保持(条文解説)(H29)	講師	中国地方整備局	受講完了	-
②発注者綱紀保持(DVD)(H29)	講師	中国地方整備局	受講完了	-
③発注者綱紀保持(テスト)(H29)	講師	中国地方整備局	受講完了	-
④一元的な文書管理システム(利用者編)	講師	中国地方整備局	受講完了	-
公務員倫理を見つめ直す	講師	西 公務員倫理を見つめ直す(対象者)	-	-
行動チェック1	講師	中国地方整備局	受講完了	-
H29コンプライアンスに関するアンケート	講師	中国地方整備局	受講完了	-
H29セルフチェック	講師	中国地方整備局	受講完了	-

■ 評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせた自由な学習を実現するとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっているため、今後も引き続き実施していく。

各教材の履修可能時期を職員のパソコンにメッセージ表示し、職員一人ひとりがより理解を深めることができる教材を提供することにより、さらなる効果が期待できる。

(6) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報をイントラネット、メール、諸会議等を活用して提供する。

■取組み

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

各事務所等における取組みは以下のとおり

・独自にコンプライアンス情報を作成し、メールで発信した。

	●工事単価など情報漏えい
所 属	
行為者	・総務局の男性職員（27）
処分等	・3人の職員を停職1か月から6か月の懲戒処分 当時の上司にあたる参事ら8人：減給などの懲戒処分
概要等	→ 男性職員は去年2月と今年2月、公共施設の補修工事2件で、事前に設定している工事単価などの情報を業者が有利に契約できるよう漏らしていた。さらに、他の契約を点検したところ、同じ事業所の53歳の別の男性職員も去年2月の工事2件で、また、この職員の前任にあたる産業労働局の55歳の男性職員も4件の工事で情報を漏らしていた。
	●診断書を偽造し不正に休暇取得
所 属	
行為者	・福祉健康部保健センターの男性職員（24）
処分等	・懲戒免職処分
概要等	→ 職員は医師の診断書を偽造し、病気休暇や病気休職として不正に計465日間休んだ。不正は昨年4月から始まり、同8月からの1年余りは全く出勤していなかった。 → 職員は実在するの病院や医師名で「急性気管支炎」「抑うつ状態」等と書いた26枚の診断書を繰り返し作り、病気休暇や病気休職を申請。パソコンで書類を作成し、医師名の印鑑を購入して押印していた。

■評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。また、依然として公務員のハラスメントによる懲戒処分事例が発生しており、さらなる意識の醸成を図っていく必要がある。

イントラネットを拡充し、より分かりやすい情報提供をすることで、さらなる活用が期待できる。

(7) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを定期的に表示する。

■ 取組み

毎月第2・第4月曜日において、パソコンの立ち上がり時にコンプライアンス・メッセージを表示した。

メッセージは、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・通報窓口(内部窓口及び公正取引委員会等)
- ・発注事務の定義
- ・不当な働きかけの対応ルール
- ・入札談合等関与行為
- ・秘密の保持

(例) 通報窓口(内部窓口及び公正取引委員会)

(例) 入札談合等関与行為

通報窓口への通報は

- ・違反行為の未然防止
- ・事態の深刻化の回避

に役立ちます

◆中国地方整備局 内部通報窓口◆

tshou@cgr.mlit.go.jp

※匿名による通報も可能です

◆中国地方整備局 外部通報窓口◆

倉田・井上法律事務所 倉田井上 隆士

【電話番号】〒730-0014 広島市中区上横町3-25 レオビル 4F
【FAX】082-228-8100

整備局以外にも、通報できる窓口があります

↓

次へ

しじ ひょうめい ろう ぼうじょ
指示、表明、漏えい、幫助

これらは、官製談合防止法(第2条第5項)で定められた
入札談合等関与行為の4類型です

※高知事案は、「漏えい」でした

次へ

他に相談、通報できる窓口は…

倫理法・倫理規程に関する
通報・相談

公務員倫理ホットライン
(倫理審査会)

【TEL】03-5581-5944
【FAX】03-5581-1802
【郵便】〒100-8913
東京都千代田区隼が岡1-2-3
国家公務員倫理審査会事務局
公務員倫理ホットライン 宛
【Eメール】rlnrmla1@liln.j.go.jp

独占禁止法及び官製談合防止法に関する
通報・相談

公正取引委員会
近畿中国四国事務所中国支所

【TEL】082-228-1501
【FAX】082-223-3123
【郵便】〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30
(広島合同庁舎第4号館)
公正取引委員会
近畿中国四国事務所中国支所
総務課 宛

中国地方整備局コンプライアンス推進本部
(このメッセージ機能は、平成26年4月中国地方整備局
コンプライアンス推進計画(7)に基づき実施しています)

確認

公正取引委員会が認定した事業者の「談合」に、
発注機関の職員が関与したと認定されると!

官製談合防止法に基づき行政庁が調査を実施し、その結果と「談合指図」の内容を根拠として、
公表する必要があります。

また、関与した職員は調査結果に基づき、『談合指図請求』や『罰金徴収』がなされます。

入札談合等関与行為の4類型

- ① 談合の明示的な指示
業者への明確な指示を明示し、その調整等を指示すること
- ② 受注者に関する意向の表明
発注担当職員が、発注を希望する業者名の紹介や指名をすること
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
本来公開していない予定価格、指名業者名、技術評点等、開示すること
- ④ 特定の談合の幫助
業者の作成した入札票の承認や、発注方法を調整して、特定の入札談合を容易にすること

中国地方整備局コンプライアンス推進本部
(このメッセージ機能は、平成26年4月中国地方整備局
コンプライアンス推進計画(7)に基づき実施しています)

確認

■ 評価

行政パソコンの立ち上がり時に職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとして繰り返し表示させることにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

メッセージ表示にあたっては、より分かりやすい内容となるよう表示内容を工夫することで、さらなる効果が期待できる。

(8) コンプライアンス行動チェック

職員自らが、定期的に公務員倫理、発注者綱紀保持等のコンプライアンス行動チェックを実施して、コンプライアンスの徹底を図る。

■ 取組み

平成29年5月及び平成30年1月に、eラーニングを利用してコンプライアンス行動チェックを実施し、全職員が日頃の行動や考えについて自己点検を実施した。

■ 行動チェック抜粋

コンプライアンス行動チェック 1

各自で、チェック項目毎に法令等に照らして遵守できているかどうか「○」 or 「×」でチェックしてみましょう。

1. 服務

遅刻をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念している

○

×

2. 服務

勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動している

○

×

■ 評価

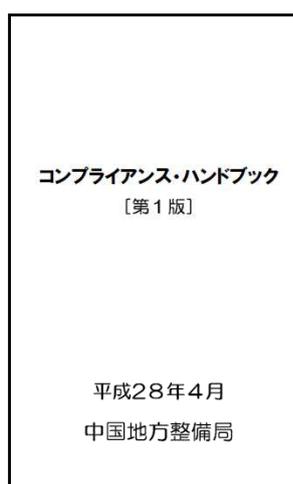
コンプライアンス行動チェックは、職員一人ひとりが自らの考え方や行動について振り返り、自分の性質や状況を知る機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(9) コンプライアンス・ハンドブック

職員がコンプライアンスを常に意識した日々の行動に役立てるために、コンプライアンスに関する基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを活用する。

■ 取組み

配布したハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながら、ミーティングを実施した。



目 次	
1. 国家公務員の服務	2頁
2. 国家公務員の倫理	6頁
3. 発注者編紀保持	13頁
4. 入札談合等関与行為の防止	17頁
5. 不当要求行為関係	19頁
6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理）	24頁
7. 交通事故発生時の対応	26頁
8. 飲酒運転の防止	27頁
9. 適正な請負（車両管理業務）	29頁

1. 国家公務員の服務

服務の基本基準

○すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

具体的な服務義務

○法令及び上司の命令に従う義務
・職員には、その職務を遂行するに際し、①法令遵守義務、②上司の命令に従う義務が課せられます。

○争議行為等の禁止
・争議行為は、公務の停廃をもたらす、国民全体の利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがあります。

○信用失墜行為の禁止
・職員の非違行為は、職場に対する信頼を損ね、更には公務全体の信用を失うことになりかねません。
・信用失墜行為には、職務上の行為だけでなく、勤務時間外の私生活上の行為も含まれます。
・職務に係る倫理に関しては、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が定められ、利害関係者から贈与や供応接待を受けることなどの具体的な禁止行為が規定されています。

2. 国家公務員の倫理

倫理行動規準

○国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正に職務を執行する。
○職務や地位を私利私欲のために用いない。
○国民の疑惑や不信を招く行為をしない。
○公共の利益の増進のために、全力を挙げて職務に取り組む。
○勤務時間外であっても、公務の信用への影響を常に認識して行動する。

利害関係者とは

○許認可、補助金、検査・監督、処分・指導、契約など職員が職務として携わる事務の相手方となる事業者等をいいます。

※事業者等とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。
※利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。
※各省の委託を受けて土地の測量や資料の作成等の業務を行う事業者等の従業員（例：現場技術員等）は、利害関係者に該当します。
☆同一省内の職員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。
☆事業者として職員と接触する場を除き、政治家は通常は利害関係者に該当しません。また、取材活動をしている記者も一般には利害関係者に該当しません。

■評価

コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときの一助となっているため、今後も引き続き実施していく。

職員には、印刷したコンプライアンス・ハンドブックを配布しているが、スマートフォンで閲覧できるようにするなど、利便性の向上を図ることで、さらなる活用が期待できる。

2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職（副所長）研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職（副所長）研修を実施する。

■取組み

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を5月に実施し、17名が受講した。

研修では、多くの外部講師を招き、民間企業等の取組みや専門的知識を要する分野について学ぶことができた。また、課題研究では管理職目線による職場におけるコンプライアンス上の問題を抽出して、その対処法や過去の不正事案を踏まえ不正の発生しにくい職場作りについて意見交換を行い、管理能力及び判断能力の向上を図った。

受講した副所長は、事務所の定例会等を通して管理職員の指導を行うとともに、本局職員が講師として行うコンプライアンス出前講座に参加できなかった職員に対し、本局職員に代わり講義を行うなどの役割を果たした。



平成29年度 管理職(副所長)研修 日程表

日	時間	内容	講師
5月23日 (火)	7:30	研修	
◆平成29年度 管理職(副所長)研修 期間:平成29年5月23日(火)～5月26日(金) 場所:中国技術事務所(研修棟)			
	13:40	オリエンテーション	川嶋副局長
	14:25	開講式	
	14:30	講話	
	15:00	別事手続きの流れについて	大本・三宅・桑原法律事務所 弁護士 大本 和則
5月24日 (水)	8:00	職員のマインドヘルス対策	広島県産業保健総合支援センター 相談員 加登 敏子
	9:10	勤務時間及び業務管理	総務部 人事計画官 花本 俊浩
	10:00	用地取得に係るコンプライアンス	用地部 用地課課長 梅本 貴史
	11:00	不適切事案から学ぶ	総務部 予算課課長 久住 伸寿
	12:30	技術者倫理	広島大学大学院国際協力研究科 教授 森原 繁三
5月25日 (木)	8:15	ワークライフバランス	特定非営利活動法人キャリアネット広島 副所長 千藤子
	9:20	発注機関におけるコンプライアンス	企画部 技術課管理官 藤原 光雄
	10:30	組織として必要なコンプライアンスの取組み	(社)中国地域ニュービジネス協議会 専任 橋村 定夫
	11:30	課題研究	議定業務管理官 平川 雅文
5月26日 (金)	18:00	国家公務員倫理	人事部中国事務所 総務課長 小田川 肇
	19:00	課題研究(発表会)	議定業務管理官 平川 雅文
	19:30	研修のまとめ	研修所
	20:00	閉講式	
	21:00	上段:講義名を記入 下段:講師名を記入	

■ 評価

管理職(副所長)研修を受講した事務所の副所長が事務所のコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことにより、事務所全体で積極的なコンプライアンス推進が図られているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

(2) コンプライアンス(課長等)セミナー

事務所の課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス(課長等)セミナーを実施する。

■ 取組み

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを6月に実施し、32名が受講した。

セミナーでは、主に業務に精通した職員を講師として招き、実務に関連した具体的事例や手続きを学ぶことができた。また、課題研究では、コンプライアンス・ミーティングをより実効あるものとするための課題や工夫すべき点等について意見交換を行い、管理職としての資質向上を図った。

受講した課長等は、ミーティング時の部下職員の質問に対して、正しい行動や考え方を指導したり、ミーティングとは別に所内勉強会の講師を担うなどの役割を果たした。



平成29年度 コンプライアンス(課長等)セミナー日程表

場所：中国地方整備局(中国技術事務所)研修所

		9:15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
6月19日 月曜日							14:00 オリエンテーション	14:30 講話 総務部長	15:00 (1:00) 16:00 受注者納付保持 適正業務管理官	16:10 (1:00) 17:10 公務員研修 総務部 人事計画官	17:20 (1:00) 18:00 コンプライアンス ミーティング 適正業務管理 官
6月20日 火曜日	7:30 起床 準備 8:00~ 朝食準備 ラジオ体操 8:30~ 朝食	9:15 9:30 (1:20) 10:50 自習 東庄機関における コンプライアンス (品種法など) 企業部 技術管理課長	11:00 (1:30) 12:30 罰法等(仮) 大本弁護士	13:00 (1:00) 14:00 昼食・休憩	13:30 (1:20) 14:50 特占禁止法・官製談合防止法 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所	15:00 (0:50) 15:50 用地取得に係る コンプライアンス 用地部 用地補償管理官	16:00 (1:00) 17:00 適切な会計処理 総務部 予算課長	17:10 (0:50) 18:00 コンプライアンス ミーティング 演習 適正業務管理 官	18:00 演習開始 夕食 入浴 22:30 門限		
6月21日 水曜日		9:15 9:30 (1:20) 10:50 自習 課題研究 適正業務管理官	11:00 (1:30) 12:30 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官	13:00 (1:00) 14:00 昼食・休憩	13:30 (0:50) 14:20 セミナー まとめ 終了証 交付						

■評価

コンプライアンス(課長等)セミナーを受講した事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官が事務所のコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことにより、コンプライアンス推進計画に定める取組みが着実に実施されているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。
また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

(2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
また、全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

■ 取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、発注者綱紀保持及び公務員倫理に関する意識の醸成を図った。セルフチェックは全職員が行い、その結果を各所属にフィードバックした。

また、コンプライアンス上の判断に困る事案について、イントラネットに質問BOXを設け質問を受け付けるとともに、イントラネット上で情報を共有した。(平成29年度相談件数:13件)

事務所においては、職員一人ひとりが発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法や倫理規程に規定する「職員が遵守すべき事項」や「責務」について正確に理解できるよう、取り組んだ。

各事務所等における主な取組みは、以下のとおりである。

- ・事務所独自でコンプライアンスに関する勉強会を実施した。

■ 評価

国民の疑惑や不信を招かないためには、職員一人ひとりが、関係法令、規程等を正確に理解し、行動していくことが重要であるため、今後も引き続き発注者綱紀保持及び公務員倫理を徹底していく。

(3) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

■取組み

出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて取り上げるとともに、コンプライアンス違反が国民の利益喪失につながるることについても周知徹底を図った。

■評価

入札契約に関する不正行為を防止するためには、職員一人ひとりが違法性を認識し、違法行為に関与しない意識を持つことが重要であるため、今後も引き続き談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等について周知徹底していく。

(4) 事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。

併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封する。

■取組み

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。また、事業者団体(29団体)との意見交換会等の場においても、協力依頼を行った。さらには、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に同取組みにかかるリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。

各事務所等の執務室入り口等には、事業者等の執務室への入室制限の掲示を徹底するとともに、本局及び全事務所で掲示状況を点検し、見えにくい等の不備があった箇所については改善を図った。

各事務所等における主な取組みは、以下のとおりである。

- ・不当要求防止責任者講習受講修了書を事務所玄関に掲示した。
- ・事務所のホームページに推進計画へのリンクを設けた。

■協力依頼リーフレット（表）

発注者綱紀保持にご協力願います

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。
～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

～事業者の皆様との応接について～

- ご用の方は、受付カウンター、もしくは付近の職員にお申し出ください。
- 執務室への入室制限にご協力をお願いします。
- オープンな場所での打合せをお願いしており、複数の職員による対応を基本としています。

オープンな場所での打合せをお願いしております。(イメージ図)

不当な働きかけは、記録・公表されます！

不当な働きかけとは、公表前における

- 予定価格を聞き出す行為
- 入札参加要書を聞き出す行為
- 技術評点を聞き出す行為
- 非公開の情報を聞き出す行為

等の個別契約に関する要求行為が該当します。

NO!

記録・公表されます

××工事の予定価格がいくらになるか教えてくれ

中国地方整備局
コンプライアンス推進本部

<問い合わせ先>
中国地方整備局 適正業務管理官
TEL 082-221-9231

※詳しくは、中国地方整備局P
「コンプライアンス推進計画」を
ご覧ください。

■協力依頼リーフレット（裏）

中国地方整備局では
国家公務員倫理の徹底に
取り組んでいます

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

国家公務員倫理規程では
契約の相手方等は「利害関係者」に該当します。

～国家公務員と利害関係者との間で禁止される行為の例～

- NG:** 金銭・物品等の贈与を受けること
※広く一般に配布するための単価用物品や記念品を除きます。
- NG:** 供応接待を受けること
- NG:** 金銭の貸付けを受けること
- NG:** 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- NG:** ゴルフや旅行を共にすること
- NG:** 第三者に対して上記のような行為をさせること

中国地方整備局
コンプライアンス推進本部

<問い合わせ先>
中国地方整備局 適正業務管理官
TEL 082-221-9231

※詳しくは、
国家公務員倫理委員会Pを
ご覧ください。

■各事務所における入室制限の状況



■評価

発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底を図るためには、職員だけでなく外部の事業者等の理解、協力が必要不可欠であるため、今後も引き続き事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼を行っていく。

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

職員は速やかな窓口通報が行えるよう「コンプライアンス携帯カード」及び「国家公務員倫理カード」を常時携帯する。

■取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコン立ち上がり時のコンプライアンス遵守メッセージ表示等を通じて、通報は、違反行為の未然防止や深刻化の回避に役立つこと、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことについて、繰り返し周知するとともに、上司等が積極的に挨拶や声掛けをするなど、職場内のコミュニケーションに配慮し、職員が相談しやすい職場環境作りに努めた。

また、コンプライアンス携帯カード等をコンプライアンス・ミーティング時に確認し、紛失・汚損している場合には再配布を行った。

①整備局窓口（匿名メール、弁護士）

②他機関窓口（倫理審査会、公取委）

仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者網紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

メールで通報ができます

tshou@cgr.mlit.go.jp

【様式】
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事実(様式)
○発注者網紀保持規程に関する事実(別記様式1)

※匿名による通報もOKです

外部窓口（弁護士）を経由して通報（FAX・郵送）ができます

※通報者や特定できるような個人情報は、本人の同意がない限り外部窓口(弁護士)限りにお届け、中国地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありませんので、ご安心ください

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士
【郵送先】730-0014広島市中区上磯町3-25レオビル4F
【FAX】082-228-6100

【様式】
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事実(様式)
○発注者網紀保持規程に関する事実(別記様式1)

※報告内容「違反行為、違反行為の未然防止や戻りに係る今後の通報要請」
※上記以外「違反行為、違反行為の未然防止や戻りに係る今後の通報要請」
※上記以外「違反行為、違反行為の未然防止や戻りに係る今後の通報要請」

※ 国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理管理官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口(電話(内線59970対応時間10:00~17:00)・e-mail tshou@mlit.go.jp)でも受け付けます。
※ 発注者網紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者網紀保持担当者」(本局:道正業務管理官 事務所:事務副所長(置かれていない場合は総務課長、管理所は総務係))でも受け付けます。

通報制度については、匿名を通知するなど、マイナスイメージを持たれる方もおられますが、違反行為の未然防止や戻りの抑制化を図ることに役立ち、国民から不信を招かれない行政運営に繋がります。(職員は通報によって、不利益な処分を受けることは一切ありません。)個人情報は守られます。

他の相談、通報できる窓口

倫理法・倫理規程に関する
通報・相談

公務員倫理ホットライン
(倫理審査会)

【TEL】03-3581-5344
【FAX】03-3581-1802
【郵送】〒100-8913
東京都千代田区霞が関1-2-3
国家公務員倫理審査会事務局
公務員倫理ホットライン 宛

【メール】jinri@mail.jinri.go.jp

独占禁止法及び官製談合防止法に関する
通報・相談

公正取引委員会
近畿中国四国事務所中国支所

【TEL】082-228-1501
【FAX】082-223-3123
【郵送】〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30
(広島合同庁舎第4号館)

公正取引委員会
近畿中国四国事務所中国支所
総務課 宛

中国地方整備局コンプライアンス携帯カード

(表面)

(表面)

◎入札談合等への関与行為(官製談合)の具体例

【談合の明示的な指示】
・業者ごとの年間受注目標額を示し、その調整等を指示すること

【受注者に関する意向の表明】
・発注担当職員が、受注を希望する業者名の教示や指名をすること

【発注に係る秘密情報の漏えい】
・本来公開していない予定価格、指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること

【特定の談合の補助】
・業者が作成した割付表の承認や、発注方法を変更(分割発注・発注基準の引下げ等)する等、特定の入札談合を容易にする行為

コンプライアンス携帯カード 中国地方整備局

◎発注者網紀保持規程のポイント

【国民の疑惑を招かないことが発注担当職員の責務】
・発注担当職員は、関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保し、問い合わせ等について必要な情報(公表された情報)を提供する等適切に処理しなければならない。

【発注事務に関する秘密の保持】
・発注担当職員は、公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等その他発注事務に関する秘密を保持しなければならない。担当職員でない職員、その他の者に教示若しくは示唆、目的以外に利用してはならない。

【事業者等とは公平かつ適正な応接】
・事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう、原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。できない場合は、事前に所属長の承認を得るもの。

(裏面)

(裏面)

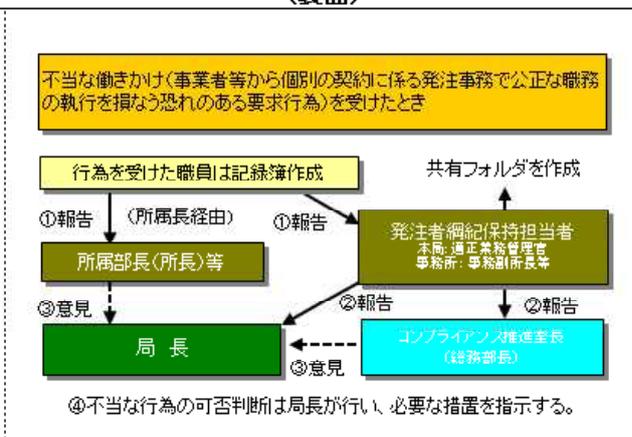
仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法・倫理法・発注者網紀保持規程等に抵触すると思われる事実を確認したとき

◎内部窓口【メール】でも通報できます
tshou@cgr.mlit.go.jp

◎外部窓口【弁護士へFAX・郵送】経由でも通報できます
倉田・井上法律事務所 倉田弁護士
郵送先: 730-0014 広島市中区上磯町3-25レオビル4F
FAX: (082) 228-6100

※通報制度は、違反行為の未然防止や戻りに役立ち、国民から不信を招かれない行政運営に繋がります。(職員は通報によって、不利益な処分を受けることは一切ありません。)個人情報は守られます。



国家公務員倫理カード(倫理審査会作成)

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部局に相談しましょう～

◆公務員倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は各府省等や倫理審査会に連絡してください。

あなたの所属組織の相談・通報窓口

(連絡先を記載しましょう)

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 FAX 03(3581)1802

〒100-9913 郵送 東京都千代田区霞が関1-2-3 WEB [公務員倫理ホットライン](#)

※ 通報した方の氏名等は本人の同意がない場合には意図的にとどめるなど、通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。 平成28年4月作成

3.(1)⑤-2 国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理カード

倫理行動基準(倫理規程第1条)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

利害関係者との間では、

- 香典・せん別・歳暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること
(例外)：広く一般に配布される宣伝用物品や記念品)
- 酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること
(例外)：会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー)
- 金銭の貸付けを受けること
- 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ゴルフや旅行を共にすること

利害関係者との間の行為以外にも、

- 同じ相手からの繰り返しものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- つけ回しをすること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

などの行為が禁止されています。

利害関係者

職務として携わる許認可、補助金、立入検査、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など
判断に迷った場合には、倫理担当部局に相談しましょう。

利害関係者との飲食の際の注意事項

- 利害関係者と共に飲食することは、割り勘など利害関係者の負担によらない場合には認められます。
- ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合(きちんと割り勘になっていない場合など)には、当該差額分の供応接待を受けたこととなります。
- 割り勘で飲食した後は、自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認しましょう。

※ 利害関係者と共に飲食する際に、自己の費用が1万円を超える場合は倫理監督官への事前の届出が必要です。

■ 評価

通報制度が適正に運用されていると組織内で認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待できるため、今後も引き続きコンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用を実施していく。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、着実に実施する。
- 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の徹底を行う。また、管理状況を定期的(少なくとも毎年度1回)に点検する。

■ 取組み

本省通知に基づく施工能力評価型を適用する工事にかかる技術資料と入札書の同時

提出について、本局及び事務所で発注する全工種の工事に対象範囲を拡大し適用した。

また、契約締結後における技術提案書等の取扱いについて、本局から事務所等への送達方法及び事務所等における管理等の取扱いを明確にし、情報管理の厳格化を図った。

各部・事務所においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施し、情報管理が適切に行われていることを確認した。

工事・業務における電子成果品は、事務所から中国技術事務所へ送達、電子納品保管システムに登録し、情報管理の厳格化、効率的な事業執行を実現している。各部・事務所においては、電子納品登録管理表にて管理状況を確認している。しかしながら、未だ全成果品の登録が完了に至っていない状況である。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり

- ・タブレットを利用し、入札契約委員会をペーパーレスで開催することにより情報管理を徹底した。
- ・書類の保管状況や施錠状態を抜き打ちで確認した。
- ・情報管理役職整理表を共有サーバに保管し、職員が常に確認できるよう措置した。
- ・官用携帯に登録されている電話番号等のデータを一括管理した。

■評価

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、今後も引き続き不正行為が起きにくい入札契約手続き及び事業者間の適切な競争を害するおそれのある情報について、漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

工事・業務の電子成果品の情報管理の徹底が求められる。

6 内部監査の実施

一般監査において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

■取組み

「平成29年度一般監査実施計画」に基づき、9事務所等を対象に実施し、不正行為などが行われていないことを確認した。

一般監査では重点項目として、次の項目を監査した。

【全地方整備局共通重点項目】

- ・コンプライアンス(コンプライアンス推進計画の取組について)

【中国地方整備局の重点項目】

- ・行政情報の管理等について
- ・適正な業務執行の取組状況について
- ・ワークライフバランスの取組状況について
- ・入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況について

■ 評価

コンプライアンスを内部監査の重点項目に位置付け、監査を実施することにより、事務所等はコンプライアンスに関する取組を再確認する機会となっているため、今後も引き続き内部監査を実施していく。

7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

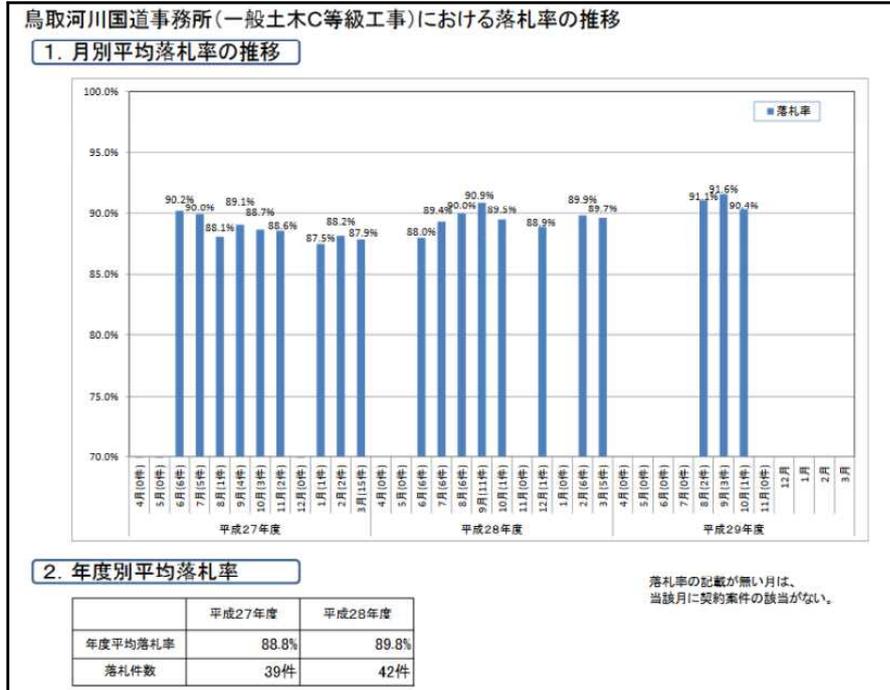
事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

■ 取組み

各事務所ごとの平成27年度及び平成28年度における平均落札率、業者ごとの当初契約金額及び受注割合をホームページで公表した。

平成29年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

■ホームページ抜粋



鳥取河川国道事務所(一般土木C等級工事)における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	平成27年度 契約件数	平成27年度 当初契約金額(円)	平成27年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)	NO	企業名	平成28年度 契約件数	平成28年度 当初契約金額(円)	平成28年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)
1	(株)興洋工務店	9	1,769,688,000	25.2%	1	やまこ建設(株)	6	1,303,462,000	17.1%
2	やまこ建設(株)	8	1,569,672,000	22.4%	2	(株)藤原組	5	1,178,328,000	15.5%
3	八幡コーポレーション(株)	4	773,172,000	11.0%	3	(株)興洋工務店	6	1,095,228,000	14.4%
4	大和建設(株)	3	629,748,000	9.0%	4	八幡コーポレーション(株)	4	791,748,000	10.4%
5	(株)藤原組	3	487,704,000	6.5%	5	(株)武見建設	4	706,212,000	9.3%
6	こおげ建設(株)	3	440,208,000	6.3%	6	大和建設(株)	3	557,604,000	7.3%
7	(株)武見建設	2	353,376,000	5.0%	7	(株)栗山組	2	443,772,000	5.8%
8	中一建設(株)	2	326,916,000	4.7%	8	中一建設(株)	3	333,828,000	4.4%
9	(株)栗山組	2	269,676,000	3.8%	9	英徳建設(株)	3	290,088,000	3.8%
10	(株)大谷組	1	205,200,000	2.9%	10	こおげ建設(株)	1	255,960,000	3.4%
11	(株)原田建設	1	127,116,000	1.8%	11	(株)大谷組	1	253,800,000	3.3%
12	(株)西村組	1	99,360,000	1.4%	12	(有)中信建設	1	160,380,000	2.1%
13					13	(株)大晃工業	2	126,172,000	1.6%
14					14	開発建設(株)	1	104,544,000	1.4%
15					15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
合計		39	7,021,836,000		合計		42	7,600,716,000	

*企業の当初契約金額が大きい順に記入を行うこと。

■評価

公表にあたり応札状況(年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合、月別平均落札率の推移)を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで不正発生の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開を実施していく。